

# 令和6年度 高齢者肺炎球菌感染症予防接種 費用助成

## ～ハガキの送付を廃止しました～

高齢者肺炎球菌感染症予防接種の対象者に該当される人は、ハガキがなくても医療機関で接種できます。ご注意の上、対象にあたる期間に接種しましょう。

### 対象者

- ① **65歳の人**(65歳の誕生日の前日～66歳の誕生日の前日)  
例) 令和6年4月30日に65歳の誕生日を迎える場合:  
接種期間: 令和6年4月29日～令和7年4月29日
- ② 60歳～65歳未満で、心臓・腎臓・または呼吸器の機能、並びにヒト免疫不全ウイルスにより日常生活が極端に制限される等、身体障害者手帳1級程度の障害を有する人

接種回数	費用助成の対象となるのは、 <u>生涯において1回のみ</u>
接種医療機関	高取町・明日香村・橿原市・御所市の医療機関 ※別途 PDF ファイルにてご確認ください。 ▶ <u>指定医療機関以外の医療機関で接種を希望される場合</u> 保健センターで <u>接種前に手続き</u> が必要です。 手続きに必要な物: 自己負担金 3,000円
自己負担金額	3,000円 <<医療機関窓口にご直接お支払い>> ▶生活保護世帯の人: <b>無料</b> ※必ず <u>接種前に手続き</u> してください。 手続きなしで接種した場合、自己負担金はお返しできません。 該当される人には、案内通知を送付しています。
申込方法	指定医療機関に直接申し込んでください。 ▶予診票は、医療機関に常置しています。
持ち物	健康保険証

### 【注意事項】

- 過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人(自費・公費)は、対象になりません。ただし、13価肺炎球菌ワクチンの接種を受けられた人は、対象となります。
- 裏面に記載のない医療機関で接種をされた場合に、**差額が発生**することがあります。差額についての費用助成はありません。
- 66歳の誕生日当日は接種期間外です。接種期間外で接種した場合、接種費用は全額自己負担です。

【お問い合わせ・申請先】 高取町保健センター 電話 0744-52-5111